ロ　多様なメディアを高度に利用する方法その他のイに掲げる方法以外の方法により行う授業であつて、面接等授業に相当する教育効果を有するもの（以下「メディアを利用して行う授業」という。）

第二十五条第七号を削り、同条第八号中「多様なメディアを高度に」を「メディアを」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第二十六条第六号及び第二十六条の二第二項中「多様なメディアを高度に」を「メディアを」に改める。

第二十七条第三項中「公示」を「公表」に改める。

第二十九条第一項第四号及び第二項並びに第三十条第三項及び第四項中「多様なメディアを高度に」を「メディアを」に改める。

第三十二条第三項中「公示」を「公表」に改める。

第三十七条第一項中第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三〇ミリメートル、横二四ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとする。第四十条において同じ。）一枚

第三十九条を次のように改める。

第三十九条　削除

第四十条第一項中「資格者証を汚し、破り、又は」を「氏名に変更を生じたとき又は資格者証を汚し、破り若しくは」に改め、「失つたために」の下に「資格者証の」を加え、「、当該資格者証（資格者証を失つた場合を除く。）」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の三号を加える。

一　資格者証（資格者証を失つた場合を除く。）

二　写真一枚

三　氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じたときに限る。）

第四十一条の二を次のように改める。

（添付書類の省略）

第四十一条の二　第三十七条第一項の規定にかかわらず、資格者証の交付を受けようとする者は、次のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項第一号の書類の添付を要しない。

一　総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事（同法第三十条の十第一項第三号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関）から資格者証の交付を受けようとする者に係る本人確認情報の提供を受けるとき。

二　資格者証の交付を受けようとする者が他の工事担任者資格者証の交付を受けており、当該工事担任者資格者証の番号を第三十七条第一項の申請書に記載するとき。

三　資格者証の交付を受けようとする者が法第四十六条第三項の規定により、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けており、当該電気通信主任技術者資格者証の番号を第三十七条第一項の申請書に記載するとき。

四　資格者証の交付を受けようとする者が電波法第四十条第一項の規定に係る無線従事者免許証の交付を受けており、当該無線従事者免許証の番号を第三十七条第一項の申請書に記載するとき。

第五十六条第二項の表中「多様なメディアを高度に」を「メディアを」に改める。

別表第五号中「接続のための技術」の次に「及び理論」を加える。

別表第八号中「接続のための技術」の次に「及び理論」を加え、注を削る。

別表第十号の様式を次のように改める。

別表第十号　申請書の様式（第37条関係）